

『R4年度税制改正大綱 (10) 住宅取得資金贈与が変更・延長』

資産課税では、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が下記の通り変更のうえ2年間延長される。高齢世代が保有する資産の移転を促し、経済の活性化を期待するもの。

1) 非課税限度額は、取得等に係る契約の締結時期に関わらず、省エネ等住宅で1,000万円、それ以外の住宅で500万円となった。震災特例法の省エネ等住宅については、いずれも据え置かれる。(省エネ等住宅とは、○省エネ性○耐震性○バリアフリー性、のいずれかが高い住宅)

2) 適用の対象となる既存住宅の要件では、築年数要件が廃止される一方で、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられる。(登記簿上の建築日付が1982年1月1日以降の家屋は、同基準に適合しているとみなす)



3) 成年年齢を引き下げる民法の改正に合わせ、受贈者の年齢要件も18歳以上に引き下げる。(本年4月1日以後適用)

4) 2年間の延長及び上記2)、3)は、相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置も同様とする。

なお、改正前は消費税率により非課税限度額が区分され、消費税等が課されない個人間売買等には考慮を要したが、改正後は消費税率によらず一律の限度額となる。

『平均の労働力調査結果公表 正規職員は7年連続増加』

総務省が公表した令和3年平均の「労働力調査」によると、役員を除く雇用者5620万人のうち、正規の職員・従業員は3555万人となり、対前年比26万人増となったことがわかった。正規職員等については、これで7年連続の増加となった。一方、非正規の職員・従業員は2064万人で、こちらは対前年比26万人の減。非正規の職員等の減少は2年連続となる。単純に数字だけを見ると、減少した非正規の職員等26万人が正規の職員等に移行したかのようだ。

非正規の職員・従業員が現在の雇用形態を選択した理由としては、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が654万人となり、対前年比35万人増となった。一方、「家計の補助・学費等を得たいから」は385万人で同10万人の減少。「正規の職員・従業員の仕事がないから」は214万人で同16万人減少している。

昨年4月1日から、中小企業においても同一労働同一賃金を求めるパートタイム・有期雇用労働法が適用されている。それにより、同一企業内において、正規職員と非正規職員については雇用形態を理由とした不合理な待遇格差の解消が必要となっている。企業としても非正規雇用のあり方をあらためて検討する必要があるだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com